

島根県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、島根県内の市町村が実施する高等職業訓練促進給付金等事業を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「職業訓練資金」という。）を貸し付けることにより、ひとり親家庭の親の資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とし、その貸付については、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号厚生労働事務次官通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2条 職業訓練資金及び住宅支援資金の貸付けは、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付けの種類及び貸付額)

第3条 職業訓練資金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 職業訓練資金の貸付額は、入学準備金については50万円以内とし、就職準備金については20万円以内とする。

3 住宅支援資金は、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12ヶ月の範囲内で貸し付けるものとする。ただし、やむを得ない事由があり県社協が認めた場合に限り、12ヶ月を超えて3ヶ月を限度に延長できるものとする。

4 住宅支援資金の貸付額は、入居している住宅の家賃の実費（月額上限4万円）とする。

(貸付対象)

第4条 職業訓練資金貸付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県内に住民登録をしている者（配偶者からの暴力等により島根県内に居所を移している者を含む）で、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者
 - (2) 養成機関での課程修了後、島根県内において取得した資格を必要とする業務に従事しようとする者
- 2 住宅支援資金貸付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 島根県内に住民登録し居住している者（配偶者からの暴力等により島根県内に居所を移している者を含む）
 - (2) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）による児童扶養手当の支給を受けている者
ただし、児童扶養手当の支給を受けていない者のうち、次のいずれかに該当する者を含む。
 - ① 児童扶養手当法第 4 条に規定する支給要件に該当し、かつ貸付申請時の世帯の所得が児童扶養手当支給水準にある者
 - ② 児童扶養手当法第 4 条に規定する支給要件に該当し、かつ前年（1 月から 9 月までに貸付申請する場合は前々年）の世帯の所得が児童扶養手当の支給水準にある者
 - (3) プログラムの策定を受けている者
 - (4) 現に就業していない者が貸付を受けた日から 1 年以内に就業又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業を継続する意思があること

（貸付利子）

第 5 条 職業訓練資金貸付金の利子は、連帯保証人を立てる場合無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年 1.0 パーセントとする。

- 2 住宅支援資金貸付金の利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第 6 条 職業訓練資金の貸付けを受けようとする者（以下「職業訓練資金の申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、高等職業訓練促進給付金の支給を受けている自治体の母子父子自立支援員を経由して、所定の期日までに県社協会長に申請しなければならない。

- (1) ひとり親家庭職業訓練資金貸付申請書（様式第 1 号）
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- (3) ひとり親家庭職業訓練資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第 2 号）
- (4) 世帯全員の記載のある住民票

- 2 入学準備金の申請にあたっては、前項に掲げる書類に加えて、養成機関に在学していることを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 就職準備金の申請（養成機関の課程修了後に限る。）にあたっては、第1項に掲げる書類に加えて、養成機関の課程を修了したことを証明する書類及び取得した資格を証明する書類を添付しなければならない。
- 4 職業訓練資金の申請者が、第1項第2号に掲げる書類を紛失したことにより県社協会長へ当該書類を提出できない場合は、高等職業訓練促進給付金の支給を決定した市町村の長が発行する給付金の支給を決定した旨の証明書を提出することをもってこれに代えることができる。
- 5 住宅支援資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに、島根県母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱に定める母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を通じ、県社協会長に申請しなければならない。
 - (1) ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第1号の2）
 - (2) ひとり親家庭住宅支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号の2）
 - (3) プログラムの写し
 - (4) 世帯全員の記載のある住民票等、第4条第2項第1号に該当することを証明する書類
 - (5) 入居している住宅の賃貸借契約書の写し等、家賃額及び契約者が確認できる書類
 - (6) 児童扶養手当受給者証等、第4条第2項第2号に該当することを証明する書類の写し
 - (7) 住居確保給付金等、他の家賃支援制度を利用している者にあつては、制度の内容及び金額が記載されている書類の写し
- 6 住宅支援資金の貸付額、貸付期間等の変更をしようとする者は、ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申請書（様式第1号の3）により、策定員を通じ県社協会長に申請しなければならない。

（連帯保証人）

第7条 第5条第1項の連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第19条の規定による延滞利息を包含するものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、申請者と生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであつて、原則として県内に住所を有するものでなければならない。なお、申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人でなければならない。

（貸付けの決定等）

第8条 県社協会長は、第6条の規定による申請を受理したときは、その内容を

審査し、職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けの適否又は貸付内容の変更の適否を決定するものとする。

- 2 県社協会長は、前項の規定により職業訓練資金又は住宅支援資金を貸し付けることを決定したときはひとり親家庭職業訓練資金貸付決定通知書（様式第3号）又はひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書（様式第3号の2）により、貸し付けないことを決定したときはひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 当該職業訓練資金の貸付けを申請した者が連帯保証人を立てている場合は、県社協会長は、第1項の規定により職業訓練資金を貸し付けることを決定したときはひとり親家庭職業訓練資金貸付決定通知書（様式第5号）により、貸し付けないことを決定したときはひとり親家庭職業訓練資金貸付不承認決定通知書（様式第6号）により、当該連帯保証人に通知するものとする。
- 4 県社協会長は、第1項の規定により住宅支援資金の貸付内容の変更を決定したときはひとり親家庭住宅支援資金貸付変更決定通知書（様式第3号の3）により、変更しないことを決定したときはひとり親家庭住宅支援資金貸付変更不承認決定通知書（様式第4号の2）により、申請者に通知するものとする。

（貸付資金の交付）

第9条 職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けを受ける者（以下「借受人」という。）が前条第2項の規定によりひとり親家庭職業訓練資金貸付決定通知書又はひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、ひとり親家庭職業訓練資金借用書（様式第7号）又はひとり親家庭住宅支援資金借用書（様式第7号の2）及びひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金口座振替申出書（様式第8号）を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 職業訓練資金は、一括で交付するものとする。
- 3 住宅支援資金は、原則として口座振込により割賦して交付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の方法により交付することができる。
- 4 県社協会長は、前2項の規定により、資金を交付するときには、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金振込のお知らせ（様式第9号）を借受人へ送付するものとする。
- 5 住宅支援資金の貸付けを受ける者が前条第4項の規定によりひとり親家庭住宅支援資金貸付変更決定通知書を受け取ったときは、遅滞なく、ひとり親家庭住宅支援資金借用書（様式第7号の3）を県社協会長に提出しなければならない。

（貸付けの辞退）

第10条 職業訓練資金の借受人は、職業訓練資金の貸付けを辞退しようとするときは、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金貸付辞退届（様式第10号）

を県社協会長に提出しなければならない。

- 2 住宅支援資金の借受人は、住宅支援資金の貸付けを辞退しようとするときは、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金貸付辞退届を策定員を通じ県社協会長に提出しなければならない。

(貸付けの取り消し)

第 11 条 県社協会長は、職業訓練資金の借受人が次の各号のいずれかに、住宅支援資金の借受人が次の第 3 号から第 7 号のいずれかに該当すると認められた場合は、職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けを取り消し、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金貸付取消通知書（様式第 11 号）により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

- (1) 入学準備金の貸付を受けた借受人が養成機関を退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (3) 職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (4) 死亡したとき。
 - (5) 第 4 条に規定する者でなくなったとき。
 - (6) 虚偽その他不正の方法により職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき。
 - (7) その他職業訓練資金又は住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 借受人は、前項各号の取消に係る過誤払金がある場合は、県社協会長の定めにより返還しなければならない。

(返還債務の当然免除)

第 12 条 県社協会長は、職業訓練資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に就職し、県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5 年間引き続き当該業務に従事したとき。
 - (2) 養成機関の課程を修了した日から 1 年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事し、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続できなくなったとき。
- 2 前項第 1 号に規定する引き続き当該業務に従事する期間到達前に離職し、再就職のために求職活動を行っている場合には、当該求職期間中も継続して就業しているものとみなし、業務に従事した期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長 1 年間とする。
 - 3 第 1 項第 1 号において、他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、業務の従事期間には算入し

ない。

- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合または国家試験に合格できなかった場合であって、職業訓練資金の借受人が就業延期届（様式第12号）を県社協会長に提出し、次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合は、第1項第1号及び第15条第1項第2号に規定する「養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日」を、「養成機関の課程を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。
- 5 県社協会長は、住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するとき、返還の債務を免除するものとする。
 - (1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就業又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。
 - (2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 6 前項第1号に規定する引き続き就業を継続する期間到達前に離職し、再就職のために求職活動を行っている場合には、当該求職期間中も継続して就業しているものとみなし、業務に従事した期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長6ヶ月とする。

（返還債務の裁量免除）

第13条 県社協会長は、職業訓練資金の借受人が次の各号のいずれかに、住宅支援資金の借受人が次の第1号又は第2号のいずれかに該当すると認めるときは、既に返還を受けた金額を除く当該各号に定める額の返還の債務を免除することができる。

- (1) 死亡または障がいにより返還の債務を履行することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、職業訓練資金又は住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部または一部
- (3) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事したとき。

養成機関の課程を修了した日から1年以内に県内において取得した資

格が必要な業務に従事した年数を5で除した数値を返還の債務の額に乗じて得た額

(返還債務の免除申請等)

- 第14条 第12条及び前条に規定する職業訓練資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練資金返還債務免除申請書(様式第13号)にその理由となる事実を証する書類を添えて、県社協会長に提出しなければならない。
- 2 第12条及び前条に規定する住宅支援資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除申請書(様式第13号の2)にその理由となる事実を証する書類を添えて、策定員を通じ県社協会長に提出しなければならない。
- 3 県社協会長は、ひとり親家庭高等職業訓練資金返還債務免除申請書又はひとり親家庭住宅支援資金返還債務免除申請書を受理したときは、その事実を確認し、職業訓練資金又は住宅支援資金の返還の債務を免除することが適当であると認めるときは、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還免除承認通知書(様式第14号)により、当該免除することが適当ではないと認めるときはひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還免除不承認通知書(様式第15号)により、当該届出をした者に通知するものとする。
- 4 当該返還債務免除を受けようとする者が連帯保証人を立てている場合は、県社協会長は、職業訓練資金の返還の債務を免除することが適当であると認めるときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還免除承認通知書(様式第16号)により、当該免除することが適当ではないと認めるときはひとり親家庭職業訓練資金返還免除不承認通知書(様式第17号)により、当該連帯保証人に通知するものとする。

(返還)

第15条 職業訓練資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から6月の据置期間を経過した後4年(次条第1項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)以内に月賦または半年賦の均等払方式により、貸付けを受けた職業訓練資金を県社協会長に返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

- (1) 第11条の規定により職業訓練資金の貸付けが取消されたとき。
- (2) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなった

とき。

(4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により取得した資格が必要な業務に従事できなくなったとき。

2 前項により職業訓練資金の返還をしなければならない借受人（返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。）は、ひとり親家庭職業訓練資金債務承認書（様式第 18 号）を県社協会長に提出しなければならない。

3 住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日（次条第 2 項の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予が終了した日）の属する月の翌月から 6 月の据置期間を経過した後 5 年以内に月賦または半年賦の均等払方式により、貸付けを受けた住宅支援資金を県社協会長に返還しなければならない。ただし、繰上返還することを妨げない。

(1) 第 11 条の規定により住宅支援資金の貸付けが取り消されたとき。

(2) 貸付終了後 1 年が経過したとき。

(3) 死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

4 前項により住宅支援資金の返還をしなければならない借受人（返還債務の履行の猶予を受けている者を除く。）は、ひとり親家庭住宅支援資金債務承認書（様式第 18 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第 16 条 県社協会長は、職業訓練資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 第 11 条の規定により職業訓練資金の貸付けが取消された後も、引き続き当該養成機関に在学しているとき。

(2) 養成機関の課程を修了後、他種の養成機関に在学しているとき。

(3) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から 1 年以内に県内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき。

(4) 災害、疾病、負傷、育児休業その他特別の事由があるとき。

2 県社協会長は、住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる事由が継続する間、返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から 1 年以内に就職又は現に就業している者が住宅支援資金による貸付を受けた日から 1 年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1 年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続する見込みであると県社協

会長が認めるとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還猶予申請および承認決定等)

第 17 条 職業訓練資金の借受人は、前条第 1 項の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還猶予申請書(様式第 19 号)に業務従事証明書(様式第 19 号の 2)を添えて、県社協会長に提出しなければならない。

2 住宅支援資金の借受人は、前条第 2 項の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、ひとり親家庭住宅支援資金返還猶予申請書(様式第 19 号の 3)を策定員を通じ県社協会長に提出しなければならない。

3 県社協会長は、第 1 項又は前項の規定による返還猶予申請書を受理したときは、その事実を確認し、職業訓練資金又は住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予することが適当であると認めたときは、ひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還猶予承認通知書(様式第 20 号)により、当該猶予することが適当ではないと認めたときはひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還猶予不承認通知書(様式第 21 号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

4 当該返還債務の猶予を受けようとする者が連帯保証人を立てている場合は、県社協会長は、職業訓練資金の返還の債務を免除することが適当であると認めたときは、ひとり親家庭職業訓練資金返還猶予承認通知書(様式第 22 号)により、当該免除することが適当ではないと認めたときはひとり親家庭職業訓練資金返還猶予不承認通知書(様式第 23 号)により、当該連帯保証人に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第 18 条 職業訓練資金の返還免除額および猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、取得した資格が必要な業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子)

第 19 条 県社協会長は、職業訓練資金又は住宅支援資金の借受人が正当な事由がなく履行期限までに職業訓練資金又は住宅支援資金を返還しなかったときは、当該履行期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき資金の額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利息が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子

を債権として調定しないことができる。

(届出等)

第 20 条 職業訓練資金の借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる届を県社協会長に届け出なければならない。ただし、連帯保証人については、第 1 号に掲げる届に限る。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
氏名等変更届 (様式第 24 号)
- (2) 休学、退学、停学、留年したとき、その他の処分を受けたとき。
休学・退学・停学・留年届 (様式第 25 号)
- (3) 復学したとき。
復学届 (様式第 26 号)
- (4) 養成機関の課程を修了したとき。
修了届 (様式第 27 号)
- (5) 業務の従事先を変更したとき。
就業施設等変更届 (様式第 28 号)
- (6) 業務に従事しなくなったとき。
退職届 (様式第 29 号)
- (7) 第 12 条第 2 項に規定する求職活動を行ったとき。
職業訓練資金求職活動実施状況届 (様式第 30 号)

2 住宅支援資金の借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる届を策定員を通じ遅滞なく県社協会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
氏名等変更届 (様式第 24 号)
- (2) 住宅支援資金による貸付けを受けた日以降、求職活動をしたとき、就業したとき、所得の向上が見込まれる転職等をしたとき又は離職したとき。

住宅支援資金現況届 (様式第 30 号の 3)

3 職業訓練資金又は住宅支援資金の借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、遅滞なく借受人死亡届 (様式第 31 号) その事実を証明する書類を添えて、県社協会長に届け出なければならない。

4 職業訓練資金の借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届 (様式第 32 号) を県社協会長に提出しなければならない。

(報告)

第 21 条 第 16 条第 3 号の規定に基づき返還の債務の履行の猶予を受けている職業訓練資金の借受人は、毎年 4 月 15 日までに業務従事状況報告書 (様式第

33号)に業務従事証明書(様式第19号の2)を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(借受人の責務)

第22条 職業訓練資金又は住宅支援資金の借受人は、居住する自治体の母子・父子自立支援員等による相談支援および就労支援機関等による就労支援等により、経済的および社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めなければならない。

2 職業訓練資金の借受人および連帯保証人又は住宅支援資金の借受人は、県社協会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出または報告の提出を求められたときは、回答または提出および報告を行わなければならない。

3 県社協会長は、住宅支援資金の借受人が前項の求めに応じないときは、貸付を一時停止することができる。

(返還に係る文書の様式)

第23条 県社協会長は、職業訓練資金又は住宅支援資金の返還が生じる場合には、返還開始前に借受人にひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還開始通知書(様式第34号)により返還金額等を通知しなければならない。

2 前項の場合において、職業訓練資金の借受人が連帯保証人を立てている場合は、ひとり親家庭職業訓練資金返還開始通知書(様式第35号)により、当該連帯保証人に通知しなければならない。

第24条 県社協会長は、職業訓練資金又は住宅支援資金の返還期間中には毎年、借受人にひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還金残額通知書(様式第36号)により返還金の残額等を通知しなければならない。

2 前項の場合において、職業訓練資金の借受人が連帯保証人を立てている場合は、ひとり親家庭職業訓練資金返還金残額通知書(様式第37号)により、当該連帯保証人に通知しなければならない。

第25条 県社協会長は、職業訓練資金又は住宅支援資金の借受人が職業訓練資金又は住宅支援資金の返還金を滞納したときは、借受人にひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金滞納に対する督促状(様式第38号)を送付しなければならない。

2 前項の場合において、職業訓練資金の借受人が連帯保証人を立てている場合は、当該連帯保証人にひとり親家庭職業訓練資金滞納に対する督促状(様式第39号)を送付しなければならない。

第26条 県社協会長は、職業訓練資金又は住宅支援資金の借受人が職業訓練資

金又は住宅支援資金の返還金の支払いを完了したときは、借受人にひとり親家庭職業訓練資金・住宅支援資金返還完了通知書（様式第40号）を送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、職業訓練資金の借受人が連帯保証人を立てている場合は、当該連帯保証人にひとり親家庭職業訓練資金返還完了通知書（様式第41号）を送付しなければならない。

（会計経理）

第27条 県社協会長は、この事業を行うにあたって、「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分し、経理するものとする。

- 2 この事業を実施している間の貸付金の運用によって生じた運用益および当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

- 3 この事業を廃止した場合の返還金の取扱いは、県社協会長が事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された職業訓練資金の全額を県に返還し、返還を受けた県は、その10分の9に相当する金額を国に返還するものとする。

（その他）

第28条 県社協会長は、知事から貸付けに関する状況等について報告を求められた際には、これに応じなければならない。

- 2 この要綱に定めるほか、本事業の実施に必要な事項については別に知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行し、平成28年4月に養成機関に在学している者から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月に養成機関に在学している者から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の島根県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱の規定により作成した用紙でこの要綱の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。